

TPP・分野別ファクトシート

内閣官房
TPP政府対策本部

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野)①

- ・ 我が国の全品目(農林水産物、鉱工業品)の関税撤廃率は95%、農林水産物の関税撤廃率は82%。
- ・ 農林水産物の重要5品目を中心に、国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得。

1. 各国の関税撤廃率(品目ベース)

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
全品目	95%	100%	99%	100%	100%	100%	99%	100%	99%	100%	100%	100%
農林水産物	82%	99%	95%	100%	100%	100%	97%	98%	97%	100%	99%	100%

(注1) 日本以外の国の農林水産物については、国際的な商品分類(HS2012)において1~24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

(注2) 大筋合意時に用いていたHS2007による品目分類を、HS2012によるものに修正したことを踏まえ、平成28年2月29日に数字を更新(関税に関する合意内容が変わるものではない)。

2. 我が国の関税を残すライン(全品目、農林水産物): HS2012

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9,321	459	
うち農林水産物	2,594	459	
うち関税撤廃したことがないもの	901	455	
うち重要5品目	(594)	(424)	
うち重要5品目以外	(307)	(31)	雑豆、こんにゃく、しいたけ、海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1,693	4	ひじき・わかめ

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ②

品目	現在の関税率	合意内容																																															
米	枠内税率:無税+マークアップ 枠外税率:341円/kg	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(341円/kg)を維持。 • その上で、既存のWTO枠(77万玄米トン)の外に、米国・豪州に対して、SBS方式の国別枠を設定。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 米国: 5万実トン(当初3年維持) → 7万実トン(13年目以降) 豪州: 0.6万実トン(当初3年維持) → 0.84万実トン(13年目以降) </div>																																															
小麦	枠内税率:無税+マークアップ 枠外税率:55円/kg	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(55円/kg)を維持。 • 既存のWTO枠に加え、米国(15万トンの7年目以降)、カナダ(5.3万トンの同)、豪州(5万トンの同)にSBS方式の国別枠を新設。 • マークアップを9年目までに45%削減。 																																															
大麦	枠内税率:無税+マークアップ 枠外税率:39円/kg	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39円/kg)を維持。 • 既存のWTO枠に加え、SBS方式のTPP枠(6.5万トンの9年目以降)を新設。 • マークアップを9年目までに45%削減。 																																															
麦芽	枠内税率:無税 枠外税率:213円/kg	<ul style="list-style-type: none"> • 現行枠外税率(213円/kg)を維持。 • 現行の関税割当て制度のほかに、需要動向に連動しない定量の国別枠を新設。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">いってないもの</th> <th colspan="2">いったもの</th> <th colspan="2">国別枠 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カナダ</td> <td>発効時</td> <td>89千トン</td> <td>発効時</td> <td>4千トン</td> <td>発効時</td> <td>93千トン</td> </tr> <tr> <td>豪州</td> <td>発効時</td> <td>72千トン</td> <td>発効時</td> <td>3千トン</td> <td>発効時</td> <td>75千トン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米国</td> <td>発効時</td> <td>20千トン</td> <td>発効時</td> <td>0.7千トン</td> <td>発効時</td> <td>20.7千トン</td> </tr> <tr> <td>6年目</td> <td>32千トン</td> <td>11年目</td> <td>1.05千トン</td> <td>11年目</td> <td>33.05千トン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>発効時</td> <td>181千トン</td> <td>発効時</td> <td>7.7千トン</td> <td>発効時</td> <td>188.7千トン</td> </tr> <tr> <td>6年目</td> <td>193千トン</td> <td>11年目</td> <td>8.05千トン</td> <td>11年目</td> <td>201.05千トン</td> </tr> </tbody> </table>		いってないもの		いったもの		国別枠 計		カナダ	発効時	89千トン	発効時	4千トン	発効時	93千トン	豪州	発効時	72千トン	発効時	3千トン	発効時	75千トン	米国	発効時	20千トン	発効時	0.7千トン	発効時	20.7千トン	6年目	32千トン	11年目	1.05千トン	11年目	33.05千トン	計	発効時	181千トン	発効時	7.7千トン	発効時	188.7千トン	6年目	193千トン	11年目	8.05千トン	11年目	201.05千トン
	いってないもの		いったもの		国別枠 計																																												
カナダ	発効時	89千トン	発効時	4千トン	発効時	93千トン																																											
豪州	発効時	72千トン	発効時	3千トン	発効時	75千トン																																											
米国	発効時	20千トン	発効時	0.7千トン	発効時	20.7千トン																																											
	6年目	32千トン	11年目	1.05千トン	11年目	33.05千トン																																											
計	発効時	181千トン	発効時	7.7千トン	発効時	188.7千トン																																											
	6年目	193千トン	11年目	8.05千トン	11年目	201.05千トン																																											
粗糖・精製糖等	71.8円/kg(粗糖) 103.1円/kg(精製糖)	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の糖価調整制度を維持。 • 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。 • 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。 																																															

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ③

品目		現在の関税率	合意内容
加糖調製品		29.8%(加糖ココア粉) 10.0%(チョコレート菓子)など	<ul style="list-style-type: none"> 品目ごとにTPP枠を設定(計6.2万トン(当初)→9.6万トン(品目ごとに6~11年目以降))。
でん粉	でん粉等	枠内税率:0~25% 枠外税率:119円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 糖価調整制度(調整金の徴収)、枠外税率(119円/kg)は現行通り維持。 TPP参加国を対象とした7,500tのTPP枠を設定(即時)。
	コーン スターチ ばれいしょ でん粉	枠内税率:0~25% 枠外税率:119円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 米国に対し無税の国別枠の設定。* 枠数量は、2,500tから6年目に3,250t。 * 調整金対象用途については、引き続き調整金を徴収。
	イヌリン	枠内税率:25% 枠外税率:119円/kg	<ul style="list-style-type: none"> 米国とチリに対し、無税の国別枠の設定。 枠数量は、240tから11年目に300t。
牛肉		38.5%	<ul style="list-style-type: none"> 16年目に最終税率を9%とし、<u>関税撤廃を回避</u>(米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。 16年目までという<u>長期の関税削減期間</u>を確保。 輸入急増に対する<u>セーフガード</u>を措置(関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。
豚肉	豚肉	差額関税制度 <ul style="list-style-type: none"> 524円/kg < 輸入価格の場合: 4.3% 524円/kg ≥ 輸入価格の場合: 546.53円/kgと輸入価格の差額 64.53円/kg ≥ 輸入価格の場合: 482円/kg 	<ul style="list-style-type: none"> 差額関税制度を維持するとともに、<u>分岐点価格</u>(524円/kg)を維持。 10年目までという<u>長期の関税削減期間</u>を確保。(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。 11年目までの間、輸入急増に対する<u>セーフガード</u>を措置。
	ハム・ベーコン	差額関税制度	<ul style="list-style-type: none"> 初年度50%削減し、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃。 11年目までの間、輸入急増に対する<u>セーフガード</u>を措置。
	ソーセージ、 その他豚肉 調製品	10%(ソーセージ) 20%(その他豚肉調製品)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃。

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ④

品目		現在の関税率	合意内容
乳製品	脱脂粉乳	枠内税率:25%、35%+マークアップ 枠外税率:21.3%+396円、425円 29.8%+396円、425円	<ul style="list-style-type: none"> 脱脂粉乳、バターについて、<u>枠外税率の関税削減・撤廃は行わず</u>、現行の国家貿易制度を維持するとともに、<u>国家貿易でないTPP枠を設定</u>。 (生乳換算で6万t(当初)→7万t(6年目以降)) (最近の追加輸入量の範囲内で設定)
	バター	枠内税率:35%+マークアップ 枠外税率:29.8%+985円、 29.8%+1159円	
	ホエイ	枠内税率:25%、35%+マークアップ 枠外税率:29.8%+425円、687円	<ul style="list-style-type: none"> 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、<u>最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保</u>。 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。
	チーズ	29.8%等	<ul style="list-style-type: none"> 日本人の嗜好に合うモッツァレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、<u>長期の経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保</u>。
畑作物	こんにゃく いも	こんにゃくいも	<ul style="list-style-type: none"> 枠内税率について現行維持 枠外税率について段階的に6年目までに15%削減
		製品	
	茶	17%	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に6年目に関税撤廃

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑤

品目		現在の関税率		合意内容	
畑作物	トマトピューレー・ペースト	枠内税率: 無税 枠外税率: 16%		・段階的に6年目に関税撤廃。	
	トマトケチャップ	21.3%		・段階的に6年目又は11年目に関税撤廃。	
	トマトソース	17%			
	トマトジュース	21.3%、29.8%			
	かぼちゃ (生鮮) アスパラガス (生鮮) にんじん (生鮮)	3%		・即時関税撤廃。	
	たまねぎ	課税価格が1kgにつき67円以下のもの	8.5%		・段階的に6年目に関税撤廃
		課税価格が1kgにつき67円を超え73円70銭以下のもの	「8.5%」又は「73.70円/kg－(課税価格)/kg」のうち低い方		
課税価格が1kgにつき73円70銭を超えるもの		無税		—	

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑥

	品目	現在の関税率	合意内容
果樹	オレンジ (生果)	6月～11月 16% 12月～5月 32%	・4月～11月 段階的に6年目に関税撤廃 ・12月～3月 初年度に20%削減、3年間据置、その後段階的に8年目に関税撤廃(関税削減期間中はセーフガードを措置)
	オレンジ(果汁)	「21.3%」、「25.5%」、「29.8%又は23円/kgのうちの高い方」	・段階的に6年目又は11年目に関税撤廃。
	りんご (生果)	17%	・初年度に25%削減、その後段階的に11年目に関税撤廃。
	りんご(果汁)	「19.1%」、「23%」、「29.8%」、 「34%又は23円/kgのうちの高い方」	・段階的に8年目又は11年目に関税撤廃。
	さくらんぼ(生果)	8.5%	・初年度に50%削減、その後段階的に6年目に関税撤廃。
	パインアップル(生果)	17%	・段階的に11年目に関税撤廃。
	パインアップル (缶詰)	枠内税率:無税 枠外税率:33円/kg	・ 現行の関税割当て制度のほか、枠外税率について段階的に6年目までに15%削減
	ぶどう (青果)	3月～10月 17% 11月～2月 7.8%	・即時関税撤廃
林産品	合板	10%、 8.5%(熱帯木材14種)、 6%(その他熱帯木材、広葉樹、針葉樹)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいものについては、<u>16年目までの長期の関税撤廃期間+セーフガード</u>。 マレーシア:熱帯木材14種合板、その他熱帯木材合板、広葉樹合板 ベトナム:広葉樹合板、その他熱帯木材合板(一部)、針葉樹合板(一部) カナダ、NZ、チリ:針葉樹合板 上記以外のものについては、11年目に関税撤廃。
	SPF製材 ※トウヒ属・マツ属・モミ属 (Spruce、Pine、Fir)の製材。	4.8%	<ul style="list-style-type: none"> 輸入額の大きいカナダに対しては、16年目までの長期の関税撤廃期間+セーフガード。その他の国に対しては、11年目までの関税撤廃期間。ただし、ニュージーランドについては、即時関税撤廃。

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑦

品目	現在の関税率	合意内容
あじ(生鮮・冷凍)	10%	・(米国以外)段階的に16年目に関税撤廃。 ・(米国)段階的に12年目に関税撤廃、ただし8年間現行税率を維持。(10%→0%)
さば(生鮮・冷凍)	生鮮:10% 冷凍:7%	
まいわし	10%	・生鮮は段階的に11年目、冷凍は段階的に6年目に関税撤廃。
ほたてがい	10%	・段階的に11年目に関税撤廃。
まだら	生鮮10% 冷凍6% すり身4.2%	・生鮮は段階的に11年目、冷凍とすり身は即時に関税撤廃。
するめいか	5%	・段階的に11年目に関税撤廃。
あかいか、やりいか	生鮮5% 冷凍3.5%	・生鮮は段階的に11年目、冷凍は段階的に6年目に関税撤廃。
みなみまぐろ、めばちまぐろ、太平洋くろまぐろ、 冷凍大西洋くろまぐろ等	3.5%	・段階的に11年目に関税撤廃。
生鮮大西洋くろまぐろ、冷凍びんながまぐろ	3.5%	・段階的に6年目に関税撤廃。
かつお、きはだまぐろ	3.5%	・即時関税撤廃。
かつお・まぐろ調製品等	9.6%	
ます、ぎんざけ、大西洋さけ	3.5%	・段階的に11年目に関税撤廃。
太平洋さけ、生鮮べにざけ等	3.5%	・段階的に6年目に関税撤廃。
冷凍べにざけ	3.5%	・即時関税撤廃。
さけ・ます調製品	9.6%	
干しのり	1.5円/枚、40%	・即時に15%削減
こんぶ	15%	
わかめ、ひじき	10.5%	
うなぎ	3.5%	・即時関税撤廃。
うなぎ調製品	9.6%	・段階的に11年目に関税撤廃。

水産品

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑧

	品目	現在の関税率	合意内容
加工食品	キャンデー ホワイトチョコレート 砂糖菓子	25%	無税のTPP枠の設定。 枠内数量は3,000t → 6,000t(11年目)。
	チューインガム	24%	段階的に11年目に関税撤廃。
	ビスケット	スイートビスケット 20.4% ビスケット、クッキー及びクラッカー (砂糖入り) 15%	スイートビスケット 段階的に11年目に関税撤廃。 ビスケット、クッキー及びクラッカー(砂糖入り) 段階的に6年目に関税撤廃。
	パスタ	スパゲティ 30円/kg マカロニ 30円/kg その他パスタ 5.1~23.8%	スパゲティ 段階的に9年目までに60%削減。 マカロニ 段階的に9年目までに60%削減。 その他パスタ 段階的に11年目に関税撤廃。
	植物油脂	大豆油 10.9円/kg、13.2円/kg 菜種油 10.9円/kg、13.2円/kg 米油 8.5円/kg、10.4円/kg	大豆油 段階的に6年目に関税撤廃。 菜種油 段階的に6年目に関税撤廃。 米油 段階的に11年目に関税撤廃。
	食用加工油脂	マーガリン 29.8% ショートニング 12.8%	マーガリン 段階的に6年目に関税撤廃。 ショートニング 段階的に6年目に関税撤廃。

(1) 農林水産分野に係るTPP協定の概要(市場アクセス分野) ⑨

日本の輸出関心農林水産品目に関する大筋合意の概要

➤ 日本の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得。

※重点品目：水産物、加工食品、コメ・コメ加工品、林産物、花き、青果物、牛肉、茶

主な品目の交渉結果と輸出の現状		市場アクセス	
品目	国	現行[EPA税率]	交渉結果
コメ	米国	1.4セント/kg	5年目撤廃
牛肉	米国	枠外26.4% 枠内(200トン、4.4セント/kg)	15年目撤廃 (無税枠:3,000トン(1年目)→6,250トン(14年目))
	カナダ	26.5%	6年目撤廃
	メキシコ	枠外20~25% 枠内[6,000トン、2.0~2.5%]	10年目撤廃
豚肉	ベトナム	15%又は27%[16.875%]	8又は10年目撤廃
ブリ・サバ・サンマ	ベトナム	18%	即時撤廃
味噌	米国	6.4%	5年目撤廃
	ベトナム	20%	5年目撤廃
醤油	米国	3%	5年目撤廃
	ベトナム	30%[16.4%]	6年目撤廃
りんご	ベトナム	15%[7.3%]	3年目撤廃
なし	米国	無税又は0.3セント/kg	即時撤廃
	カナダ	無税又は2.81セント/kg(ただし10.5%以上)	即時撤廃
茶	ベトナム	40%[22.5%]	4年目撤廃
日本酒 (財務省所管物資)	米国	3セント/リットル	即時撤廃
	カナダ	2.82~12.95セント/リットル	即時撤廃
	ベトナム	59%[23.6%]	3年目撤廃
焼酎 (財務省所管物資)	カナダ	12.28セント/リットル(無水エチルアルコール)	即時撤廃
チョコレート	米国	2%~(52.8セント/kg+ 8.5%)	即時~20年目撤廃
	ベトナム	13~25%	5~7年目撤廃
切り花	米国	3.2%~6.8%	即時撤廃
	カナダ	無税~16%	即時撤廃